

新監査公表第4号

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成24年7月27日

新潟市監査委員 西 和 男
 同 山 崎 隆 夫
 同 石 橋 慶 助
 同 山 田 洋 子

平成23年度包括外部監査
 「情報システムに係る財務に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

| 頁 | 担当部署 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 |
|----|-----------|--|---|
| 54 | IT 推進課 | <p>第5 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>1 情報システムの調達</p> <p>(3) 全庁共通事項</p> <p>① 調達時に作成すべき資料について（意見）</p> <p>基本計画書やSLAについては、「必要に応じて」ではなく具体的な作成基準を設けること、さらに基本計画書については、そこで記載すべき項目を明確化することが望まれる。また、参考となるテンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。</p> | <p>平成25年度末までに、指摘の内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |
| | IT 推進課 | <p>② 見積内容の妥当性について（意見）</p> <p>不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書を提出させた上で、契約事務担当者やIT推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか ・工数の見積りは作業単位で行われているか ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか ・どのような基準で単価を設定しているか | <p>見積書に添付する内訳書のテンプレートを作成し、平成24年度の予算編成事務から、IT推進課に提出させることとしました。今後は、全庁の情報通信技術（以下、「ICT」という。）関連経費削減や品質向上を図るため、仕様書の確認や見積精査などを一元的に実施する新たな体制の整備に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 57 | <p>IT 推進課</p> <p>資産 評価課</p> <p>資産 評価課</p> | <p>なお、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書については、作業単位（設計書作成、プログラミング、テスト等の作業）や作業内容などの記載を統一させるために、テンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。</p> <p>③ 予定工数と実績工数の比較について（意見）</p> <p>作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>(5) 財務部資産税課</p> <p>① 契約事務手続きについて（意見）</p> <p>業務委託契約を行うに際しては、チェックリストを利用して漏れや誤りがないかを確認することが望まれる。</p> <p>② 見積内容の妥当性について（意見）</p> <p>不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書を提出させた上で、契約事務担当者やIT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか ・工数の見積りは作業単位で行われているか ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか ・どのような基準で単価を設定しているか <p>なお、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書については、作業単位（設計書作成、プログラミング、</p> | <p>平成 25 年度末までに、指摘の内容を反映した「システム運用基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>業務委託契約を行うにあたっては、チェックリストを活用し、事務処理に漏れや誤りがないよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>見積書に添付する内訳書については、平成 24 年度予算編成事務から所管課でとりまとめ、内容確認の上、IT 推進課へ提出することとしました。</p> <p>今後も、IT 推進課等システム専門部署と所管課との連携により、適切な契約の実施に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |
|----|--|--|---|

| | | | |
|--|-------------------|--|--|
| | <p>資産 評価課</p> | <p>テスト等の作業) や作業内容などの記載を統一させるために、テンプレート(書式) や具体的な記入例を示すことが望まれる。</p> <p>③ 予定工数と実績工数との比較について(意見)</p> <p>業務の進捗状況及び実績時間等に関する報告書を成果物として契約書等に定め、委託先に対しシステムの運用・保守に関する日々の作業実績を確認できる資料の作成を指示し、作業内容及び問題発生の有無等を随時確認できる体制を整えることが望まれる。</p> <p>また、作業単位(=見積書に記載された作業単位) 毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> | <p>平成 25 年度末までに、委託先に提出させる報告書等の成果物の見直しを行い、作業内容や問題発生の有無が随時確認できる体制作りを努めてまいります。</p> <p>また、予定工数と実績工数の比較については、今後策定する「システム運用基準書」に沿って、適正な基準の運用に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |
| | <p>資産 評価課</p> | <p>④ 付随発見事項(意見)</p> <p>サーバの保管方法等の管理に関する規程を全庁的に整備し、当該規程に基づき適切にサーバの管理が行える体制を構築することが望まれる。</p> | <p>IT 推進課等システム専門部署と所管課との連携により、適正な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> |
| | <p>資産 評価課</p> | <p>⑤ 見積内容の妥当性について(意見)</p> <p>不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書を提出させた上で、契約事務担当者や IT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか ・工数の見積りは作業単位で行われているか ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか ・どのような基準で単価を設定しているか <p>なお、見積書の基礎となる単価、工数</p> | <p>見積書に添付する内訳書については、平成 24 年度予算編成事務から所管課でとりまとめ、内容確認の上、IT 推進課へ提出することとしました。</p> <p>今後も、IT 推進課等システム専門部署と所管課との連携により、適切な契約の実施に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 61 | <p>資産 評価課</p> <p>保険 年金課</p> <p>保険 年金課</p> | <p>等に関する詳細な内訳書については、作業単位（設計書作成、プログラミング、テスト等の作業）や作業内容などの記載を統一させるために、テンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。</p> <p>⑥ 機器リース契約について（意見） システム用機器の賃貸借については、システム開発業者の指定する会社と契約を行う必然性はなく、一般競争入札等公平性に問題の生じない方法により契約先を決定する必要がある。ただし、一般競争入札によれば全ての問題が解決されるものではなく、前提として賃貸借機器の価格に対する見積り精査を行うことが当然に必要である。</p> <p>(6) 福祉部保険年金課 ① 見積内容の妥当性について（意見） 不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書を提出させた上で、契約事務担当者やIT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか ・工数の見積りは作業単位で行われているか ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか ・どのような基準で単価を設定しているか <p>なお、見積書の基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書については、作業単位（設計書作成、プログラミング、テスト等の作業）や作業内容などの記載を統一させるために、テンプレート（書式）や具体的な記入例を示すことが望まれる。</p> <p>② 予定工数と実績工数との比較について（意見） 作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に</p> | <p>指摘のシステム用機器の賃貸借については平成 23 年度契約期間が満了し、平成 24 年 2 月に新たな賃貸借契約を、一般競争入札により行いました。今後は公平性などに問題が生じることのないよう、適正な契約方法の実施に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>見積書に添付する内訳書については、平成 24 年度予算編成事務から所管課でとりまとめ、内容確認の上、IT 推進課へ提出することとしました。</p> <p>今後も、IT 推進課等システム専門部署と所管課との連携により、適切な契約の実施に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>今後策定する「システム運用基準書」に沿って、適正な基準の運用に</p> |
|----|---|---|--|

| | | | |
|----|--|--|---|
| | | <p>関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>また、複数の委託業務を受託する兼務者については、契約ごとに実績工数の報告を入手することが望まれる。</p> <p>③ サーバの賃貸借契約について（意見） システム用機器の賃貸借については、一般競争入札等、公平性に問題の生じない方法により契約先を決定する必要があると考えられる。ただし、(5)財務部資産税課⑥機器リース契約についてに記載したとおり、前提として賃貸借機器の価格に対する見積り精査を行うことが必要である。</p> <p>④ 要求事項の明確化について（意見） 基本計画を策定し、これに従った見積りの作成が望まれる。また、(3)全庁共通事項 ②見積内容の妥当性について（意見）と同様に、不要な業務や非効率な作業を放置せず、適切な金額で契約を締結するために、見積書だけではなく、その基礎となる単価、工数等に関する詳細な内訳書の提出を求めた上で、契約事務担当者やIT 推進課等のシステム専門部署による次のような見積りの精査や確認を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する作業内容と見積書の記載内容に差異はないか ・工数の見積りは作業単位に行われているか ・その工数は最低限の必要工数であり、適切に提示されているか ・どのような基準で単価を設定しているか <p>(7) 福祉部介護保険課 ① 予定工数と実績工数との比較について（意見） 作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に</p> | <p>努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>後期高齢者医療保険料徴収管理システムについては、速やかな障害対応が可能で、かつ保守及び賃貸借の実績があることなどを理由に、随意契約の形でリース契約を締結していますが、指摘を踏まえ、今後、競争性の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>指摘を踏まえ、今後、同様の契約締結の際には、基本計画の策定について検討してまいります。また、見積書に添付する内訳書については、平成24年度予算編成事務から所管課でとりまとめ、内容確認の上、IT推進課へ提出することとしました。</p> <p>今後も、IT推進課等システム専門部署と所管課との連携により、適切な契約の実施に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>今後策定する「システム運用基準書」に沿って、適正な基準の運用に努めてまいります。</p> |
| 64 | <p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p> <p>介護保険課</p> | | |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 67 | <p>介護 保険課</p> <p>IT 推進課</p> <p>IT 推進課</p> | <p>定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>② 賃貸借契約と保守契約について（意見）</p> <p>保守内容に変更がなくとも、見積りが妥当であったかの検討を、翌年度の契約更新前に行うことが望まれる。</p> <p>作業単位（＝見積書に記載された作業単位）毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>2 情報セキュリティ</p> <p>(2) 情報セキュリティ全般</p> <p>① 情報セキュリティ委員会について（意見）</p> <p>情報セキュリティ委員会は重要事項の審議を行うと定められており、情報セキュリティ管理体制上重要な機関であることを鑑みると、定期的を開催することが必要である。</p> <p>情報セキュリティ委員会が定期的で開催されること及び対策基準に定める報告事項及び承認事項が漏れなく議題として取り上げられることを確実にするために、下記の検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ委員会開催事務の実施手順書を作成する。 ・同手順書で、情報セキュリティ委員会の開催頻度、及び決議事項等を明文化する。 <p>② 情報セキュリティ教育について（意見）</p> <p>全庁的な情報セキュリティに関する意識を向上させる上で、教育・研修による職員全体のレベルの底上げは必要不可欠</p> | <p>【方針決定】</p> <p>今後策定する「システム運用基準書」に沿って、適正な基準の運用に努めてまいります。</p> <p>【方針決定】</p> <p>平成 25 年度末までに、ICT 適正利用に関連する「電子計算機処理管理運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営の規程類を整備して、適正な開催に努めてまいります。</p> <p>【検討中】</p> <p>平成 24 年度末までに、実施手順書の見直しを実施し、未実施の所属に対して、IT 推進課において掲示板</p> |
|----|---|--|---|

| | | | |
|------------------|--|---|---|
| | | <p>である。全庁漏れなく情報セキュリティ教育を実施させるため、情報セキュリティに関する統括部署であるIT 推進課は、各課の情報セキュリティ教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等の活動を行うことが望まれる。</p> <p>また、この運用を徹底するために各課における教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等に関する手続の整備が望まれる。</p> <p>③ 情報資産台帳について（意見） 情報資産の重要性に応じた情報セキュリティ対策を効率的に実施するためには、最新の情報資産を正確に把握することが不可欠である。漏れのない情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新作業を徹底させるため、情報セキュリティに関する統括部署であるIT 推進課は、各課における情報資産の洗い出しや情報資産台帳の更新に関する実施状況を検証し、未実施の課への督促を行う等、その進捗を管理することが望まれる。</p> <p>また、これらの運用を徹底するために、情報資産台帳の管理手続の整備が望まれる。</p> | <p>や電子メールを用いて実施の督促を行い、全庁漏れなく情報セキュリティ教育を実施するよう指導に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成 24 年度末までに、問題点の洗い出しと管理手続の見直しや再整備を行い、IT 推進課において、実施状況の把握と未実施の課への督促を行う等の適正な管理に努めてまいります。</p> <p>また、情報資産台帳管理システムの導入の検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成 24 年度からは、毎年同様の不備が指摘されている項目について、教育・訓練に盛り込み、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成 24 年度末までに、各所属が個別に管理するサーバ類の設置場所について、調査を実施するとともに、規程類を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、本市の地震対策業務継続計画の策定を行うにあたっては、地域防災計画の抜本的</p> |
| IT 推進課 | | <p>④ 情報セキュリティ外部監査の是正措置について（意見） 情報セキュリティに関する統括部署であるIT 推進課は、毎年同様の不備が指摘されている項目については、全庁的な問題と捉え、他の課に対しても必要な対策を実施するよう指導することが望まれる。</p> | |
| IT 推進課 | | <p>⑤ サーバの管理について（意見） サーバの保管方法等の管理に関する規程を全庁的に整備し、当該規程に基づき適切にサーバの管理が行える体制を構築することが望まれる。</p> | |
| IT 推進課 | | <p>⑥ 業務継続計画について（意見） 地方公共団体は、災害時、災害後において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災</p> | |
| 防災課 行政 経営課 | | | |

| | | | |
|----|------------|---|--|
| | | <p>害応急業務、復旧業務を実施するとともに重要な通常業務を継続する責務を負っている。</p> <p>このため、重大な事故、災害及び事件等を想定し、継続すべき業務・システムを明確にした上で全庁レベルでの業務継続計画を策定し、定期的に訓練を実施することが望まれる。</p> <p>なお、業務継続計画は、単にデータやシステムのバックアップ確保を目指すというのではなく、情報システムに係わる業務を含む全庁的な業務について、甚大な自然災害、テロ、感染症の流行、原発事故、火災等の広範なリスクに対して、継続可能性を確保するための計画であるが、その策定に際しては、対応するリスクの範囲、継続する業務の範囲や程度等の決定を含む極めて高度な意思決定が要求される。</p> <p>また、その策定自体、あるいは策定された計画を実行するためには、多大なコストが必要となるものと予想されるため、事業継続計画の策定は、総務省の方針や他の自治体の策定状況等を調査したうえで、十分な体制と期間を設けて実施する必要があると考える。</p> | <p>な見直しや地震被害想定の見直しを行う必要があります。</p> <p>今後、地域防災計画策定をはじめ、それと調和を図った業務継続計画策定に取り組む必要があり、定期的な訓練の実施についても、地震対策業務継続計画の策定と合わせて取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>※ 本市における業務継続計画の策定状況としては、近年の強毒性鳥インフルエンザの人への感染事例が海外で確認されたことから、緊急対応的に平成22年度に新型インフルエンザ対策業務継続計画を策定しています。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> |
| 73 | I T 推進課 | <p>(3) 電子計算機システム</p> <p>① 管理者権限の管理について (意見)</p> <p>不正なアクセスを防止するため、業務上必要な担当者のみに対して管理者権限を付与し、不要となったアカウントについては直ちに抹消する手続の整備と厳格な運用が望まれる。</p> | <p>管理者権限の設定を確認し、適正な設定を行いました。今後は、平成24年度末までに、管理手順書を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |
| | I T 推進課 | <p>② 利用者登録状況の点検について (意見)</p> <p>不正なアクセスを防止するため、業務上必要な利用者のみに対して権限を付与し、不要となった利用者について点検・管理する手続の整備と厳格な運用が望まれる。</p> | <p>平成24年度末までに、利用者権限の設定を確認し、適正な設定を行うとともに、管理手順書を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |
| 74 | I T 推進課 | <p>3 I Tガバナンス</p> <p>(1) 新潟市電子計算機処理管理運営規程</p> <p>① 運営規程の見直しについて (意見)</p> <p>運営規程については、市のシステム管理体制が、大型汎用機を中心とした集中</p> | <p>平成25年度末までに、ICT適正利用に関連する「電子計算機処理管理</p> |

| | | | |
|----|------------|---|---|
| 75 | I T 推進課 | <p>型の管理体制からオープン系のサーバ等による分散型の管理体制に変化したことを踏まえ全面的な見直しが望まれる。</p> <p>また、運営規程で定められた運営委員会と設置要綱により設置される推進会議の位置づけや開催目的等についてもあわせて見直しを行い、運営規程と設置要綱の統廃合も検討することが望まれる。</p> <p>(2) 新潟市情報通信技術活用推進計画</p> <p>① 施策の事後評価について（意見）</p> <p>設置要綱において、推進計画で計画した施策の事後評価に関する具体的な方法について定め、推進会議において事後評価に関する審議を行うことが望まれる。今後予定している次期推進計画の策定においては、この定めに基づいて推進計画 ver2 で計画した施策の事後評価を実施し、次期推進計画の中等で評価結果を報告することが望まれる。</p> <p>② 次期推進計画について（意見）</p> <p>行政の効率化や市民サービスの向上を図るためには情報通信技術（以下、「ICT」という）の活用が不可欠である。このような中で、ICT 投資費用を抑制し、最大限の効果を得るためには、市の全体構想や工程表を示したうえで、市が戦略として取り組むことを前提とした推進計画が必要である。</p> <p>次期推進計画に向けて予定している作業について、体制面等の遅延の原因を取り除き、次期推進計画を当初予定どおり、平成24 年度中に策定することが望まれる。</p> | <p>運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営並びにシステム運用の規程類を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成 25 年度末までに、ICT 適正利用に関連する「電子計算機処理管理運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営並びに事後評価に関する規程類を整備して、当該委員会において適正な事後評価に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成 24 年度末までに、庁内の ICT 利活用に関する業務改革により、ICT 関連経費削減や品質向上を図ることを目的とする、次期推進計画「ICT 適正利用基本計画」を策定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |
| 76 | I T 推進課 | <p>(3) 政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド</p> <p>① 調達ガイドのルール化について（意見）</p> <p>各主管課が概要調査票を作成し、IT 推進課が概要調査票に基づいて、要求金額の妥当性を検討することは、効率的なシステムの開発、有効性の高いシステムの導入に寄与するものと考えます。</p> <p>小額なシステムの開発・導入案件はともかく、少なくとも一定金額以上の情報</p> | <p>平成 25 年度末までに、指摘内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |

| | | | |
|----|---------------------------------------|--|--|
| 77 | <p>I T 推進課</p> <p>I T 推進課</p> | <p>システムの調達については、概要調査票を利用してIT 推進課が情報システムの調達の妥当性について検討することを、ガイドではなくIT ガバナンスを強化するためにもルールとして定めることが望まれる。</p> <p>また、その際は、文書名を変更し、政府調達以外の情報システムの調達方法についても記載していることを各主管課に周知することも望まれる。</p> <p>② 契約終了時の検査に関する手順について（意見）</p> <p>契約終了時の検査は、契約の履行状況の確認という本来の目的だけではなく、今回の契約の見積りの妥当性を検討し、次回の契約の参考とする観点からも重要なプロセスである。</p> <p>調達ガイドに、契約終了時の検査に関する手順についても記載することが望まれる。</p> <p>(4) I T ガバナンスの推進について</p> <p>① 推進体制について（意見）</p> <p>より具体的、詳細に現状の体制、戦略的構想や国による義務的な予定、作業内容及び業務量に応じた人員数を考慮し、必要な増員や組織体制の確立を行い、市全体のICT 投資費用の抑制や各業務の所管課職員の技術力向上を図るなど、IT ガバナンスの強化に努めることが望まれる。</p> | <p>平成 25 年度末までに、指摘内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>ICT 利活用に関する業務改革を図り、IT ガバナンスの強化に努めてまいります。</p> <p>(1) 基本戦略 「ICT 適正利用基本計画」を策定し、戦略的な業務改革に努めてまいります。</p> <p>(2) 推進体制 IT ガバナンスを推進するプロジェクトマネジメントオフィス(以下、「PMO」という。)の開設に努めてまいります。</p> <p>(3) 経費削減と品質向上 仕様確認や見積精査、成果物検査などを PMO で一元的に実施し、ICT 投資費用の抑制や品質向上に努めてまいります。また、システム最適化により市全体の ICT 投資費用の抑制を図るとともに、柔軟なシステム運用による市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>(4) 業務の標準化とルール化</p> |
|----|---------------------------------------|--|--|

| | | | |
|--|-----|---|---|
| | 人事課 | <p>② IT推進課の人事配置について（意見）</p> <p>情報担当部門に必要な専門的なスキルを明確にするとともに、そのスキルを持つ人材育成のための育成のカリキュラムを作成し、育成に必要な年数を想定した長期的な人事配置について、配慮することが望まれる。</p> | <p>「システム調達基準書」「システム開発基準書」「システム運用基準書」の策定や基準の順守を義務付ける規程類の整備により、業務の標準化とルール化に努めてまいります。</p> <p>(5) 人材育成</p> <p>PMO 要員や各業務の所管課職員の技術力向上を図るため、知識や経験など技術力を有した人材の登用や人材育成に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>情報担当部門職員のスキルの明確化、人材育成のためのカリキュラム作成に取り組んでまいります。</p> <p>また、情報担当部門は高度に専門的な知識や技術が求められ、その習得のためには一定の期間が必要なことから、配属された職員の意向や適性を考慮しながら、育成に必要な年数を想定した長期的な人事配置に配慮してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> |
|--|-----|---|---|

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。

新潟市教育委員会が講じた措置

| 頁 | 担当部署 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 |
|----|------|--|--|
| 56 | 学務課 | <p>第5 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>1 情報システムの調達</p> <p>(4) 教育委員会学務課</p> <p>① SLAに関する協議について(結果)</p> <p>SLA を定める目的は、支払いの対価としてどのようなサービスがどれだけ提供されるのかを事前に明確にし、機能とコストのバランスを考慮して最適なサービスを選択すること等にある。</p> <p>上記SLA のメリットを享受するためには、具体的なサービスメニュー、サービス要件、SLA 評価項目、SLA 設定値、報告要件、ペナルティなどについて市と委託業者間で合意した上で、委託業者に実績の状況を測定させ、その結果について定期的に報告を受ける必要がある。</p> | <p>就学援助システムの保守・運用サービスレベルについて、規定項目と検査・測定方法の協議を委託業者と行いました。今後、報告要件や報告方法について協議を行い、平成 24 年度から達成状況の報告を受けることとし、報告内容について委託業者と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> |

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。

新潟市中央農業委員会が講じた措置

| 頁 | 担当部署 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 |
|----|------------|---|--|
| 65 | 中央農業委員会事務局 | <p>第5 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>1 情報システムの調達</p> <p>(8) 中央農業委員会</p> <p>① 要求事項の明確化について（意見）</p> <p>一般競争入札を行う際は、事前に業務仕様や機器要件の検討を入念に行う必要がある。また、システムの開発業務と機器の導入に関する契約を分離発注するか、まとめて行うかといった意思決定は事前に行う必要がある。</p> <p>本来、このような検討は、基本計画策定フェーズで行う必要があり、結果は基本計画書としてまとめることが望まれる。</p> | <p>一般競争入札を行う際は、事前に部内で業務仕様や機器要件の検討を入念に行い、要求事項を明確にしていきます。また、機器の導入が必要な場合には、システムの開発業務と機器の導入に関する契約を分離発注するか、まとめて行うかといった意思決定を事前に行います。</p> <p>今後、このような検討は、システム仕様作成時に行い、結果はシステム仕様書としてまとめてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |

※措置欄に記載の【措置済み】、【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置方針が検討中であること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。